

労働生産性向上推進事業補助金Q & A（令和2年5月現在）

項目	Q.	A.
I 事業全体	I-1 この補助金の趣旨について教えてください。	I-1 人手不足が深刻化する中、就労環境が悪化している中小企業等の長時間労働の削減、有給休暇の取得等を促進するため、労働生産性向上に資する機器の導入等を支援するものです。
	I-2 厚生労働省など他の補助金との併給受給は可能ですか。併給受給できない場合は、補助金を受給しているのか確認する必要があるのでしょうか。	I-2 当該補助金と国・地方公共団体・その他機関等の趣旨が類似した補助金等との併給については、同一の取組においてはできません。直近の他の公的補助金の実績（申請中、予定含む）については、交付申請書に必ず記載してください。（例：取組A、取組Bがあり、取組Aを国の補助金、取組Bを府の補助金で実施する場合は可、一つの取組を国の補助金、府の補助金両方を受給して実施する場合は不可となります。）
	I-3 不正に補助金を受給した場合はどうなるのでしょうか。	I-3 補助金を他の用途に使用するなど補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、交付決定の全部又は一部が取り消されることがあります。また、取消決定があった場合は、既に補助金が支給されている場合には返還しなければなりません。
	I-4 事前着手は、いつから可能でしょうか。	I-4 交付申請書の提出日以降の事前着手は可能です。ただし、事前着手届の提出が必要となります。また、事前着手届を提出した場合であっても、不採択となった場合は、補助金の交付決定は行いません。
	I-5 採択時期はいつ頃でしょうか	I-5 9月上旬までに採択、不採択の通知を行う予定です。
	I-6 労働生産性向上に資する機器の導入後、効果を検証する期間が短いため、年次有給休暇の取得促進に直ちにつながらない可能性もありますが、その場合はどうすればよいのでしょうか。	I-6 当該補助事業により労働生産性の向上に資する機器等を取得し、当該機器等を稼働させ、効果測定を始める状態（本格稼働）となった日から原則として1ヶ月以上の期間、当該補助事業の効果測定し、効果測定の完了の日から10日以内又は令和3年2月10日のいずれか早い日までに成果目標の達成状況を含めて、実績報告書等を提出いただくこととなっておりますが、実績報告書の提出時に目標が達成できていない場合は、引き続き、当該年度の3月末まで効果検証を継続していただき、4月3日までに追加報告をお願いします。なお、それまでに効果が確認できた場合は、速やかに追加報告してください。
	I-7 財団法人や社会福祉法人等については、補助対象となるのでしょうか。	I-7 中小企業の規模に当たる場合は、補助対象となります。資本金または出資金の総額が一定を超えない社会福祉法人・社団法人等は労働者数で判断することとなります。財団法人については労働者数、出資金又は出資の総額（基本財産を出資金又は出資の総額と読み替える）のいずれかを満たせば対象とすることは可能です。ただし、きょうと福祉人材育成認証制度、または、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けていれば、企業規模に関わらず補助対象となります。なお、本店所在地が他の都道府県であっても補助金の対象となりますが、補助対象経費は京都府内で実施することが要件となりますので、京都府外の事業場等での取組は補助対象なりません。
	I-8 補助対象期間について	I-8 原則、交付決定日から令和2年12月28日までとなります。ただし、事前着手届を提出した場合は、提出日以降となります。（ただし、事前着手日は、当該年度の交付申請日以降でなければなりません。） なお、交付決定日から令和2年12月28日までの間に、支払いを完了することが必要です。ただし、採択されなかった場合は、補助の対象とはならず、補助金は交付されません。 ※リースについては、事前着手届を提出した場合であっても、交付決定日以降が、補助対象期間となりますので、ご注意ください。
	I-9 補助対象経費について	I-9 労働生産性向上に資する機器等の購入及びリース、レンタル経費等を補助対象とします。ただし、修理・部品の取替え、機器・ソフト等の保守契約費用などは対象とはなりません。また、本補助金を活用して自社でシステムや機器等を開発し、他社に対して販売予定があるものについても補助対象とはなりません。
	I-10 中古品は、補助の対象となりますか。	I-10 補助の対象となります。ただし、価格の妥当性を示すため、複数（2社以上）の中古品販売事業者から同等品についての見積（見積書、価格表等）を取得してください。
	I-11 外国人技能実習生は、従業員数に含まれますか。	I-11 含まれません。
	I-12 従業員がいない個人事業主（いわゆる一人親方）は、補助対象となりますか。	I-12 補助対象となります。
II 交付申請書	II-1 交付申請書の記載欄に書き切れない場合は、別紙に記載とありますが、もともと記載欄が小さいので、欄を広げて記載してもよろしいか。	II-1 記載欄については、適宜広げていただき、わかりやすい記載となるよう工夫してください。
	II-2 交付申請書の「3 補助対象取組（事業）の内容」欄の「見込まれる効果等」、<成果目標>の記述について、どの点に注意して記載すればよいのでしょうか。	II-2 <見込まれる効果等>については、労働生産性向上に資する機器の導入等により、どのように課題業務の作業効率が改善され、その結果、どう労働者への処遇改善（長時間労働の削減、有給休暇の取得率向上、賃金アップ等）に還元されるのかを明瞭簡潔に記載してください。 <成果目標>については、機器の導入等により、労働生産性向上に関する具体的な内容（数値）がどう労働者への処遇改善に還元されるのか、具体的な数値で示してください。「1人あたりの効果」及び「総人数に対するトータルの効果」の両方を具体的な数値で記載してください。（前年同月の状況と比較し、増減数、増減率等をわかりやすく記載してください。）「1人あたりの効果」と「総人数に対するトータルの効果」の整合性がとれない場合、その理由等を記載してください。